

# 資 料

## 1 改定の策定経緯及び関連要綱

- (1) 「埼玉県人権施策推進指針」改定の経緯 . . . . . 5 2
- (2) 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱及び委員名簿 . . . . . 5 3
- (3) 埼玉県人権政策推進会議設置要綱 . . . . . 5 5
- (4) 埼玉県人権政策推進会議専門委員会設置要領 . . . . . 5 7

## 2 人権をめぐる動き

- (1) 世界（国連）の動き . . . . . 5 9
- (2) 国の動向 . . . . . 6 0
- (3) 埼玉県における取組 . . . . . 6 1  
～人権関連年表～

## 3 関係法令

- (1) 日本国憲法（抄） . . . . . 6 7
- (2) 世界人権宣言 . . . . . 6 9
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 . . . . . 7 4

## 4 人権に関する意識調査

- 平成22年度人権に関する意識調査について . . . . . 7 6

## 5 計画・プラン一覧

- 人権課題別の県計画等 . . . . . 8 1

## 1 改定の策定経緯及び関連要綱

### (1) 「埼玉県人施策推進指針」改定の経緯

時 期	項 目
平成23年 4月	第1回埼玉県人権政策推進会議・企画調整委員会の開催
7月	第2回埼玉県人権政策推進会議・企画調整委員会の開催
7月	第1回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
9月	第2回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
9月	第3回埼玉県人権政策推進会議・企画調整委員会の開催
9月	第3回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
11月 ～12月	「(改定)埼玉県人権施策推進指針(案)」に対する 県民コメントの実施
	関係団体・市町村への意見募集
平成24年 1月	第4回埼玉県人権政策推進会議・企画調整委員会の開催
1月	第4回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
3月	「(改定)埼玉県人権施策推進指針」策定

## (2) 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱及び委員名簿

### 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱

#### (設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、県が取り組むべき人権問題の課題、人権施策の方向性等を明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」を改定するに当たり、広く学識経験者の意見を求めるため、人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に提言する。

(1) 埼玉県の人権施策の基本的な考え方及び取り組むべき推進方策等の人権施策推進のあり方に関すること。

(2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

#### (委員)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員12名以内で組織する。

2 委員の任期は委嘱の日から1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

#### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇話会の会議を主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第5条 懇話会は、必要に応じ、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する小委員会を設置することができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会及び小委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 この懇話会は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところにより、非公開とすることができる。

#### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は座長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

埼玉県人権施策推進懇話会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
石 井 ナナエ	特定非営利活動法人 ふじみ野国際交流センター理事長
市 村 彰 英	公立学校法人埼玉県立大学 保健医療福祉学部社会福祉学科准教授
○伊 藤 一 枝	弁護士 埼玉県人権擁護委員連合会会長
佐 藤 佳 弘	武蔵野大学大学院教
関 口 隆 一	埼玉県立精神保健福祉センター 副センター長（精神科医）
中 野 洋 恵	独立行政法人国立女性教育会館 研究国際室長
松 下 年 子	埼玉医科大学保健医療学部 看護学科 大学院看護研究科教授
三 村 隆 男	早稲田大学大学院教職研究科教授
宮 寺 由 佳	浦和大学総合福祉学部准教授
◎横 島 章	宇都宮大学名誉教授

◎：座長、○：副座長

（50音順、敬称略）

### (3) 埼玉県人権政策推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権政策の総合的な企画・調整に関すること。
- (2) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
- (3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

#### (構成)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事とする。
- 3 副議長は、県民生活部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

#### (会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、県民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、人権推進課を所管する県民生活部副部長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成委員により幹事会を開催することができる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (専門部会の設置)

第6条 幹事長は、推進会議の審議事項のうち、専門的事項の調査及び調整を行うため専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の設置及び運営に関しては、幹事長が別に定める。

#### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

( 略 )

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、教育長、警察本部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、地方労働委員会事務局長
--

別表第2 (第5条関係)

部 局 名	委 員
企画財政部	企画総務課長
総 務 部	人事課長
県民生活部	人権推進課長
危機管理防災部	危機管理課長
環 境 部	環境政策課長
福 祉 部	福祉政策課長
保健医療部	保健医療政策課長
産業労働部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
都市整備部	都市整備政策課長
会計管理者	出納総務課長
企 業 局	総務課長
病 院 局	経営管理課長
下 水 道 局	下水道管理課長
議会事務局	総務課長
監査事務局	監査第一課長
人事委員会事務局	総務給与課長
地方労働委員会事務局	審査調整課長
教 育 局	人権教育課長
警 察 本 部	総務課長

#### (4) 埼玉県人権政策推進会議専門委員会設置要領

(設置)

第1条 埼玉県人権政策推進会議設置要綱（平成13年4月1日施行）第6条の規定に基づき、専門委員会として企画調整委員会及び同和対策委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 企画調整委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策推進指針に関すること。
- (2) 人権教育・啓発の推進に係る総合的な調整に関すること。
- (3) 新たな人権課題への対応に関すること。
- (4) その他人権施策推進に関して埼玉県人権政策推進会議幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）が必要と認めた事項に関すること。

2 同和対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 同和対策事業に関すること。
- (2) 同和関係団体への対応に関すること。
- (3) その他同和問題に関して幹事長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 各委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 各委員会の委員長は、埼玉県人権政策推進会議幹事会副幹事長の職にある者をもって充てる。

3 各委員会の副委員長は、県民生活部人権推進課長の職にある者をもって充てる。

4 各委員会は、別表に掲げる課室長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成委員による委員会を開催することができる。

4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、専門的事項の調査及び調整等を行うため作業部会を設置することができる。

(報告)

第6条 委員長は、各委員会における審議事項を適宜幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年7月16日から施行する。
- 2 埼玉県人権政策推進会議専門部会設置要領(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

( 略 )

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

企画調整委員会

部 局 名	委 員
企 画 財 政 部	情報企画課長
総 務 部	学事課長
県 民 生 活 部	人権推進課長、国際課長、男女共同参画課長、防犯・交通安全課長
福 祉 部	福祉政策課長、社会福祉課長、高齢介護課長、障害者福祉推進課長、 障害者自立支援課長、子育て支援課長、こども安全課長
保 健 医 療 部	医療整備課長、健康づくり支援課長、疾病対策課長
産 業 労 働 部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
教 育 局	特別支援教育課長、生涯学習文化財課長、人権教育課長
警 察 本 部	総務課長